

令和8年2月

土地の権利者の皆様
地区内にお住いの皆様

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所

登戸土地区画整理事業第9回事業計画変更の縦覧について（お知らせ）

平素より、登戸土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、本事業の完了を目指し、換地処分、清算金事務に向けた取組や、登戸駅前広場などの基盤整備を進めているところでございます。

さて、令和9年度の換地処分に向けて、登戸土地区画整理事業の事業計画変更（第9回）を実施いたします。つきましては、土地区画整理法に基づき関係図書の縦覧を行いますので、次のとおり御案内申し上げます。

なお、今回の事業計画変更について御意見がある場合は、令和8年3月25日（水）（消印有効）までに川崎市長に意見書を提出することができます。

1 縦覧期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月11日（水）まで

2 縦覧場所

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所
(川崎市多摩区登戸1891番地1 第3井出ビル4階)

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月25日（水）（消印有効）

（登戸区画整理事務所 換地担当）

電話 044-933-8571

E-mail 50nobori@city.kawasaki.jp

（裏面あり）

参考

①用語の解説

- ・「換地計画」 土地の権利の移行・新たな地番・清算金の額などを定めるものです。
- ・「換地処分」 換地計画に定められた事項の効力を発生させる手続です。
- ・「清算金」 従前の土地と整理後の土地との間に生じた評価の不均衡を是正するために、徴収または交付する金銭のことを行います。
- ・「換地処分公告」 換地処分公告の翌日に、従前の土地の権利が、換地処分後の土地に移行し、新しい地番の使用が開始されるとともに、清算金の対象者や額が確定します。

②登戸土地区画整理事業の事業計画変更（第9回）の概要

○設計の概要（別紙及び事業計画書参照）

- ・これまでのまちづくり等に関する経過や関係機関との協議結果を踏まえ、道路種別を変更します。
- ・出来形確認測量や公共施設管理者との協議結果により、公共用地や宅地面積、地区面積を変更します。

○事業施行期間

換地処分公告を令和9年度とすることにより、清算期間（最大10年）を確保するため、事業施行期間を令和19年度までに変更します。

○資金計画

施行期間の変更に伴い、年度別歳入歳出資金計画表を変更します。

③事業計画書の内容及び意見書の提出について

登戸土地区画整理事業の事業計画変更（第9回）の事業計画書の内容や、意見書の提出については、こちらを御覧ください。

※縦覧開始日である令和8年2月26日（木）から閲覧が可能となります。



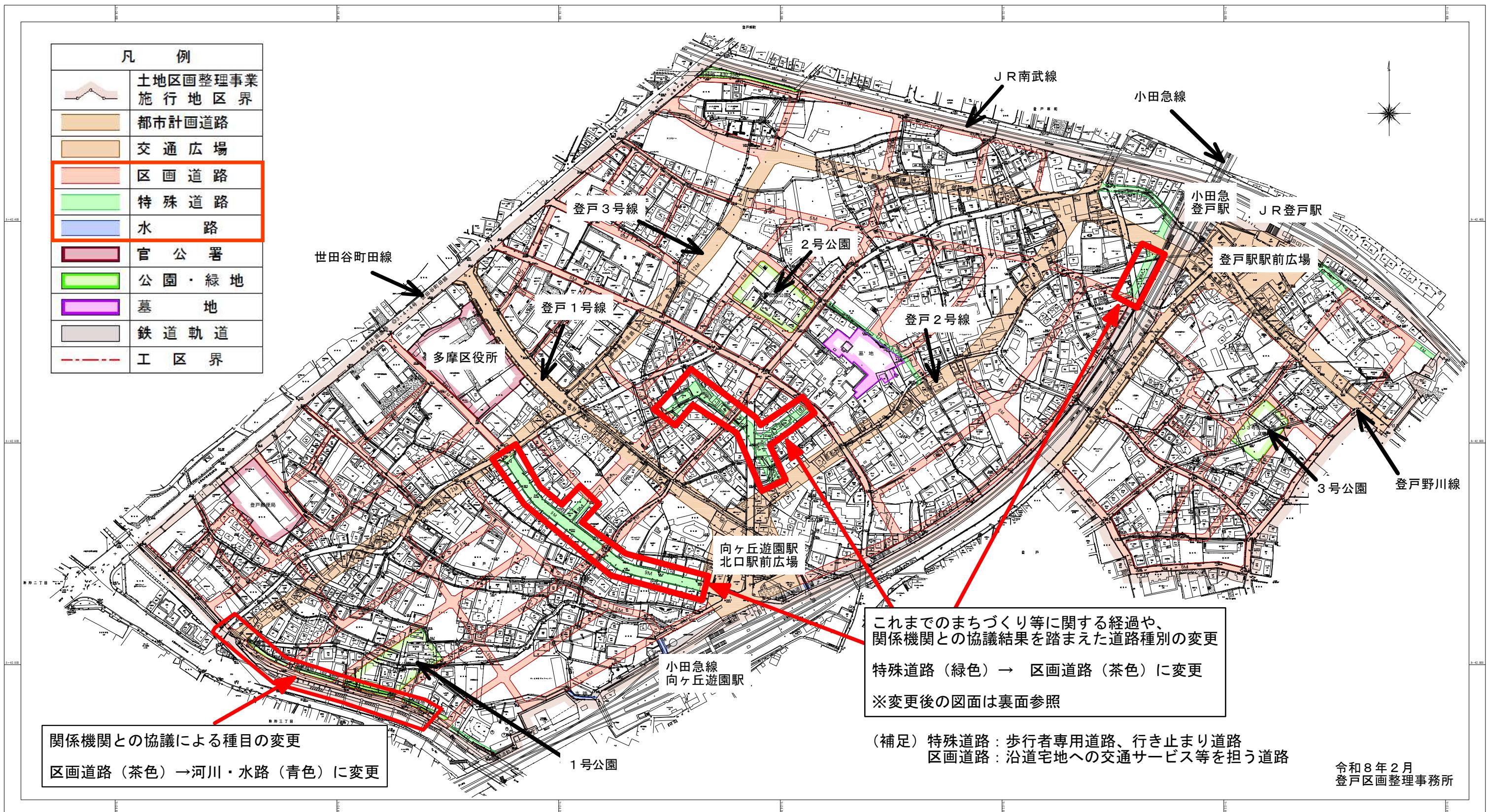
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000183957.html>

④今後のスケジュール

- ・登戸土地区画整理事業区域内に土地の権利をお持ちの方に対しては、令和8年度上半期に予定している換地計画の事前通知にて、清算金の額等について、書面で権利者の皆様にお知らせする予定です。
- ・清算金等に関する個別対応等も予定しておりますので、準備が整い次第、あらためて権利者の皆様にお知らせいたします。

別紙

登戸土地区画整理事業 変更対照設計図 変更前



登戸土地区画整理事業 変更対照設計図 変更後

